

平成25年度 法科大学院入学者選抜試験問題

刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、60分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、2枚あります。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【刑法】

下記の文章を読んで、設問に答えなさい。

- (1) Xは、勤めていた会社をリストラされたこと、遊興のため消費者金融に借金をしていたことが妻Yに発覚したことなどから、口論になり、Yの反抗的な態度に激昂して顔面を手拳で強く殴打した。以降、Xは、養子のA（実母はY）が自己になつかないことに対しても不満やいらだちを募らせ、しつけと称して長時間立たせたり、手拳で顔面や腹部を殴打したりするなどして痣をつくるほどの激しいせっかんを繰り返すようになり、Yに対しても、Aのしつけがなっていない等の理由でたびたび暴行を加えるようになった。Yは、Xの行為によってAが生命を失うことを危惧していたが、Xから激しい暴行を受けたときの恐怖心が身に染みていた上、逆らうとAに更に酷いせっかんを加えるのではないかとの思いもあって、Xに面と向かって刃向かうことをしなくなり、Aを助けるための行動に出ることができず、無関心を装っていた。
- (2) ある日、Aが門限から少し遅れて帰宅したことに立腹したXがAを殴打しているのを見たYは、Aが可哀そうになり、Xが外出した隙に実母B宅に逃げた。後日Xは、YらがB宅にいることを突き止め、Yの留守中にB宅に入り、A、Bに激しい暴行を加えた。Xは、ぐったりしているAを無理やり自宅に連れ帰り、Aの顔面、頭部を手拳で多数回にわたり殴打し、このまま放置すると十中八九Aの生命に危険が及ぶことを認識しながら室内に放置してパチンコに出かけた。その結果、Aはくも膜下出血等の傷害により死亡した。

問1 Xの罪責を定める上で法的に重要な事実を(1)の部分と(2)の部分に分けて時系列順に簡潔に指摘しなさい。(15点)

(1)の部分

(2)の部分

問2 Yの罪責を定める上で法的に重要な事実を時系列順に簡潔に指摘しなさい。(7点)

問3 Yは、Xと共に(1)の部分につき同じ罪責を負う可能性があるが、その場合にYに何らかの罪責を問うことができる総則上の根拠となる規定を挙げなさい。(3点)

問4 以上の回答を踏まえて、最終的な結論として、XおよびYの罪責はどのようになるか、あなたの考えを論じなさい。ただし、特別法違反の点は除きます。(55点)